

大阪市告示第726号

令和 5 年大阪市告示第433号（区役所の執務時間）の一部を次のように訂正する。

令和 7 年 5 月 29 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、訂正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

訂 正 後	訂 正 前
区役所の執務時間は、平成 5 年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）及び <u>令和 4 年大阪市告示第376号</u> （区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間を金曜日（大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第42号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日は除く。）に限り、午前 9 時から午後 7 時までとする。 なお、これに伴い令和 4 年大阪市告示第375号は廃止する。	区役所の執務時間は、平成 5 年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）及び <u>平成20年大阪市告示第466号</u> （区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間を金曜日（大阪市の休日を定める条例（平成 3 年大阪市条例第42号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日は除く。）に限り、午前 9 時から午後 7 時までとする。 なお、これに伴い令和 4 年大阪市告示第375号は廃止する。

（市民局区政支援室区業務改革担当）